

| ①提案主体の氏名 又は団体名 (必須) | ③提案名 (必須) | ④事業の実施場所 (任意) | ⑤具体的な事業の実施内容 (必須) | ⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的 効果 (必須) | ⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさ せている規制等の内容 (必須) | ⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須) | ⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために 提案する新たな措置の内容 (必須) |
|---------------------------|---------------------------------------|------------------|--|--|--|---|--|
| 福岡市 | スクールソーシャルワ ーカー(SSW)に係る学校教 育法の特例 | 福岡市 | <p>学校教育の充実のためには、校長のリーダーシップのもと、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を作り上げることが必要である。</p> <p>その中で、専門性の高い「チーム学校」の構築にあたり、福祉の専門家であるSSWについては、問題(家庭環境、不登校、児童虐待など)を抱える児童生徒の支援についてきわめて重要な役割を担うもの、学校教育法等において、正規職員として規定されておらず、各自治体が任意に採用の上、処遇を決定していることから、教育の平等性及びその必要性の高まりに反し、全国的に十分な採用・配置がなされていない状況である。そのため、関係法令等の規制緩和を行い、現行の教職員定数にSSWを加える権限を自治体に与えることで、地域のニーズに応じた採用・配置を可能とする。</p> | <p>○SSWが正規職員とすることで、支援が必要な家庭の子どもへの安定的な介入が可能となる。</p> <p>○より質の高い人材を教育現場に配置できるため、「チーム学校」が大きく推進され、組織として教育活動に取り組む体制が充実し、専門性の高い職員の活用で教員の負担軽減にもつながる。</p> <p>○教員は学習指導等に専念することができるようになり、問題を抱える児童生徒の環境を改善し、学校教育を充実させ、すべての子どもの未来を育むことができる。</p> | <p>「教職員」の定義にSSWが規定されていない。</p> <p>「配置職員」の定義にSSWが規定されていない。</p> | <p>公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第2条</p> <p>学校教育法第37条</p> | <p>○「教職員」の定義にSSWを追加する。</p> <p>○職員算定基準にSSWを追加する。</p> <p>「配置職員」の定義にSSWを追加する。</p> |